

占用許可

第1 概要について

法定外公共物の占用許可は、当該財産の機能を低下させることなく、また、地域住民の利害得失が相反することにならないよう十分な注意が必要である。したがって、占用許可は、利害関係人の同意及び関係する所管課の意見を求めたうえで行うこととする。

第2 要件について

1 占用許可しようとする法定外公共物の範囲が明確であること。

- (1) 法定外公共物は、隣接地との境界が明確でないことが多く、財産の確保、境界をめぐる将来の紛争防止のために、占用許可に先だって境界確認を行う必要がある。
- (2) 境界確認は、「境界確定」に基づき「境界確認書」を取り交わすものとする。ただし、将来、境界をめぐる紛争を生じるおそれがないと判断され、かつ、財産処分的前提として占用許可を行うもの以外については、「境界確認協議申出書」の提出及び「境界確認書」の取り交わしを省略することができる。
- (3) (2)のただし書きにより「境界確認書」の取り交わしを省略するときは、「境界確定」の「5 境界立会及び確認」に準じて現地立会を行うこととし、立会後は、立会日時、立会者の氏名、証言、現地の図面、写真を記録・保管しておくこと。

2 占用許可により当該法定外公共物の用途又は目的が阻害されないよう設置基準を定める。

- (1) 宅地造成等により、法定外公共物が駐車場や店舗等に取り込まれるおそれがあるときは、事業用地外に付替えさせる等の指導をすること。ただし、存置せざるを得ないときは、法定外公共物の存在を明確にさせ、取込防止に適切な措置を講じさせること。(見切りコンクリートを設置の上、マーカー表示の指導をすること等)
- (2) 水路に対する架橋の幅員は、他の法令(開発基準等)により幅員が決定している場合を除き、個人住宅の場合は原則4m、事業所等は原則6mとし、水路全長にわたる覆いは原則認められないが、下記条件を全て満たす場合は、近隣の状況を総合的に判断し、関係課と協議の上、弾力的に取り扱うこととする。なお、架橋の目的が出入口(車両の出入する部分)のための設置であるときは、市道出入口基準に準じて処理すること。
 - 公共施設、民間施設を問わず、不特定多数の公衆が利用する場所であること。(例:ホール等の集会施設、大規模店舗、学校、観光施設、交通機関の施設)
 - 不特定多数の公衆の便宜が図られること。
 - 維持管理面のデメリットと比較考慮して、メリットが公益上大きいと判断できること。(例:通行の容易さ、転落に対する安全性、ゴミの落下・不法投棄防止等、総合的に勘案すること。)
 - 周囲の土地の利用計画、法定外公共物が私有地の一部として占用される恐れがないこと。
 - 蓋がけ及び水路の維持管理責任の所在を明記した文書が提出されること。(例:蓋がけの維持補修、水路内の清掃、事情変更時の蓋がけの撤去等)
 - 治水上、構造に問題がないこと。
 - 維持管理上、必要な時には蓋が撤去できるような構造になっていること。
 - 隣接者、水利関係者の同意が得られていること。
- (3) 道路に給排水管等を埋設しようとするときの埋設の深さは、原則として0.6m以上とすること。(ただし、排水管は水路との関係で決定すること。)なお、給排水管等の埋設に際しては、占用許可の範囲を明確にするため当該財産上に鋸、杭等で明示させること。
- (4) 電柱、街灯、看板等の占用許可においては、通行に支障のないよう設置させること。

3 占用許可は、その目的から考慮して最小限のものであること。

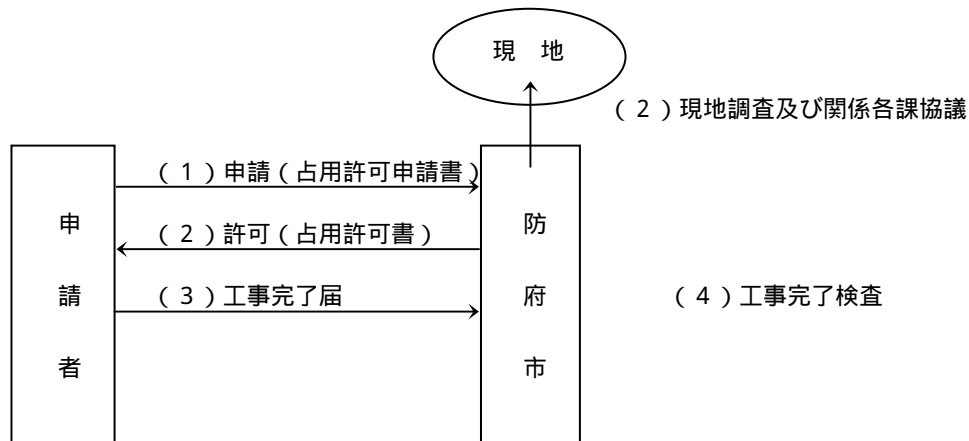
- (1) 縦断的に給排水管等を設置させることは認められない。ただし、公共的機関が設置する給排水管及び個人の施設であっても、法定外公共物用地内に敷設することが止むを得ないと判断される生活必需施設については許可することが出来る。

第3 事務処理について

1 処理順序

- (1) 申請者は、工事着工の10日前までに、法定外公共物占用許可申請書（第1号様式）を市長に提出すること。
- (2) 市長は、現地調査等を行い、占用を許可することが適当と認めた場合、市長は、法定外公共物占用許可書（第3号様式）を申請者に送付する。占用物件（長期占用に係るもの）の設置箇所を管理図面に記載しておくこと。
- (3) 申請者は、法定外公共物（占用工事・原状回復）完了届（第10号様式）を市長に提出すること。
- (4) 市長は、工事完了検査を実施すること。

2 フローチャート



3 申請書類及び留意事項

- (1) 法定外公共物占用許可申請書（第1号様式）
- (2) 添付書類
同意書（第2号様式） 同意者の範囲は「5 その他留意事項」を参照のこと
- (3) 添付図面等
位置図
不動産登記法第14条に規定する地図の写し又はその地図に準ずる図面の写し隣接者を公図の写しに記載すること。
現況平面図
申請箇所の官民境界線を明示すること。
求積図
計画平面図
申請箇所の官民境界線を明示すること。
縦横断面図
計画前後の官民境界線を明示すること。
構造図
現地写真
- (4) 留意事項

開発（分譲地を目的とし、その規模は問わず）に伴って架橋する場合については、架橋に接続する新たな道路の帰属に応じて“加工”若しくは“占用”扱いとして処理するものとする。

- ・ 開発による新たな道路が市に帰属される場合；

加工申請扱い

- ・ “ ” 開発者に “ ” ；

占用申請扱い

4 占用工事完了後の手続

- (1) 申請者から法定外公共物（占用工事・原状回復）完了届（第10号様式）の提出により、検査を行うこと。（必要に応じて機能管理課の検査を依頼する。）

なお、完了届けに添付された工事写真により申請どおり施工されたことが確認できる場合は、その写真により完了検査に代えるものとする。

- (2) 申請どおり施工されていないときは、期限を付して手直し若しくは原状回復を命じ、再度検査すること。
- (3) 境界標を設定させた場合、申請図面（計画平面図）に記載された境界標と現地の境界標とが一致するか確認すること。

5 その他留意事項

- (1) 官民境界の明示について

工事施工前と施工後で現地の形状に変動があり、境界が不明となるおそれがあるものについては、官民境界に境界標を設置させること。この場合において、現況平面図、計画平面図及び横断図には、施工前と施工後の官民境界を明示させるとともに、計画平面図には境界標を図示させること。

特に、自己の所有地を利用して拡幅するような場合は、法定外公共物と民有地が同一の利用形態となり区別できなくなるため、法定外公共物と民有地との境界に境界標を設置させること。

- (2) 原状回復について

占用許可の期間が満了した場合や、占用を終了した場合には、占用者に当該占用箇所を原状回復させること。占用許可の期間が満了する前に、占用を終了する場合は、法定外公共物占用終了届（第9号様式）を市長に提出させること。

- (3) 占用料について

法定外公共物の占用を許可する場合には、防府市法定外公共物管理条例第8条により、占用者から占用料（防府市道路占用料徴収条例の規定を準用）を徴収する。ただし、占用の許可物件が「公共の用に供されるとき」、その他「特に必要があると認めるとき」は、占用料を減免することができる。

「公共の用に供されるとき」とは、

占用許可を受けた者のみでなく、第三者もなんら制限なく自由に利用できる場合であり、例えば、街灯、防犯灯、カーブミラー、掲示板、花壇など営利目的でなく、安全、美観及び公衆の利便に寄与するものをいう。

「特に必要があると認めるとき」とは、次のものをいう。

- ア 電気、ガス、水道、下水道、電気通信等の各戸引込管線類
- イ 道路に出入するために設置する通路、その他これに類するもの
- ウ 灌漑排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- エ 公共的団体が管理する道路、水路等に設置するもの
- オ その他占用料を徴収することが適当でないと認められるもの

- (4) 工事写真について

工事完成届に添付する写真については、以下の内容についての写真を提出すること。

着工前及び完成写真（前後の対比ができるように同一箇所での撮影のこと）

工程写真については、対象構造物の種類ごとに一連の工程写真を提出するものとし、同

一構造や同一断面の場合はその延長が10m未満のときは1箇所、10mを以上のときは起
 終点における工程写真を提出するものとし、測点ごとの写真については不要とする。

境界標識の設置状況写真

(箇所が多い場合は協議によるものとし、最低起・終点のものは提出が必要である)

同意者の範囲について

占有の内容	同意者の範囲
上下水道管、ガス管などの地 中埋設物件	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会長 ● 水路に関する場合は、自治会長と水利関係者
架 橋	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会長、水利関係者 ● 申請物件が隣接地との境界に接する場合は、隣接者の同意が必要
電柱、支線など	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会長 ● 水路、堤塘を占有する場合は、自治会長と水利関係者 ● 電柱などの地上部の長さの範囲にある土地関係者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会長 ● 水路、堤塘を占有する場合は、自治会長と水利関係者 ● 申請内容により影響を与えると判断される範囲の土地所有者